

会則

(平成27年4月27日 改正)

一般社団法人福岡県木造住宅協会

一般社団法人福岡県木造住宅協会会則

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人福岡県木造住宅協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局を福岡県福岡市東区箱崎ふ頭4-3-4 (株キューハウ内に置く。

(目的)

第3条 当法人は、福岡県及び近郊地域の木造住宅の供給業者及び関連する団体等が連携、協力し、地域社会に優良な木造住宅を普及する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 優良な木造住宅の供給業者の経営、営業、技術、人材育成等を支援する事業
2. 優良な木造住宅に関する情報の収集、研究、交換、研修に係る事業
3. 前各号に付帯関連する一切の事業

(会員の種別)

第5条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

- ①正会員 福岡県に本店、支店又は主たる事務所を置き、優良な木造住宅を供給する法人又は個人で、当法人の目的に賛同して入会した法人又は個人
- ②賛助会員 住宅用機器、部品等を生産及び供給する法人で、当法人の事業を賛助するために入会した法人
- ③特別会員 当法人の目的に賛同する法人又は個人

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、会費を添えて入会申込書を会長または、事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金・会費)

第7条 入会金及び会費については別に定める細則による。

(退会・除名及び資格の喪失)

第8条 ①理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる
②当法人の定款その他の規則に違反したとき
③当法人の事業を妨げ、名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
④その他の除名すべき正当な事由があるとき
⑤会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき
⑥総正会員が同意したとき
⑦当該会員が死亡し、又は解散したとき

(入会金・会費の不返還)

第9条 既納の会費は、いかなる理由においても返還しない。

(種別及び員数)

第10条 役員は、総会において、正会員の構成員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任されることできる。
2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第12条 役員として相応しくない行為があったとき、またはその他特別な事情があるときは、総会の議決に基づいて解任することができる。

(総会)

第13条 総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
2 本会の事業推進に必要な場合、理事会の決議を経て臨時総会を開催することが出来る。
3 総会は、正会員総数の2分の1以上(委任出席を含む)の出席をもって成立する。
4 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い、これにかわるものとする。

(理事会)

第14条 理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催し又、必要に応じて臨時に開催する。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(施行細則)

第16条 会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

付則

- 1 本会役員任期は、平成29年3月31日までとする。
- 2 この規約は平成23年10月1日から施行する。
- 3 正会員は、自動的にJBN会員となり別途年会費24,000円を支払う。
- 4 賛助会員は、セミナー等の参加は実費負担する。
- 5 賛助会員の会費を平成28年度より、24,000円とする。

役員名簿

会長	大里博之	(福岡中小建設業協同組合)
理事	金原巳和子	(株未来工房)
理事	鷹野耕治	(株タカノホーム)
理事	田中明	(株サン建築工房)
理事	壇洋一	(株ホームランド)
理事	長崎秀人	(株長崎材木店)
理事	畑中直	(健康住宅株)
監事	小山貴史	(エコワークス株)

会費

正会員	24,000円	(年額)		大工・工務店
賛助会員	36,000円	(年額)	24,000円(平成28年度から)	資材メーカー・商社
特別会員	36,000円	(年額)		

一般社団法人福岡県木造住宅協会

〒812-0051 福岡県福岡市箱崎ふ頭4-3-4 (株キューハウ内)

TEL:092-643-0998

FAX:092-643-0994